

港区立元麻布保育園の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人春和会（以下「乙」という。）は、令和元年１２月１３日付けで締結した「港区立元麻布保育園の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第５２条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和６年４月１日から適用する。

- １ 原協定別紙２「備品一覧」を別紙のように改める。
- ２ 原協定業務基準書を別紙のように改める。

本変更協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和６年４月１日

甲 港区芝公園一丁目５番２５号
港 区
港 区 長 武 井 雅 昭 ⑩

乙 江戸川区東小松川一丁目５番４号
社会福祉法人春和会
理 事 長 岡 本 和 久 ⑩